

2005年2月4日

PERM 概要

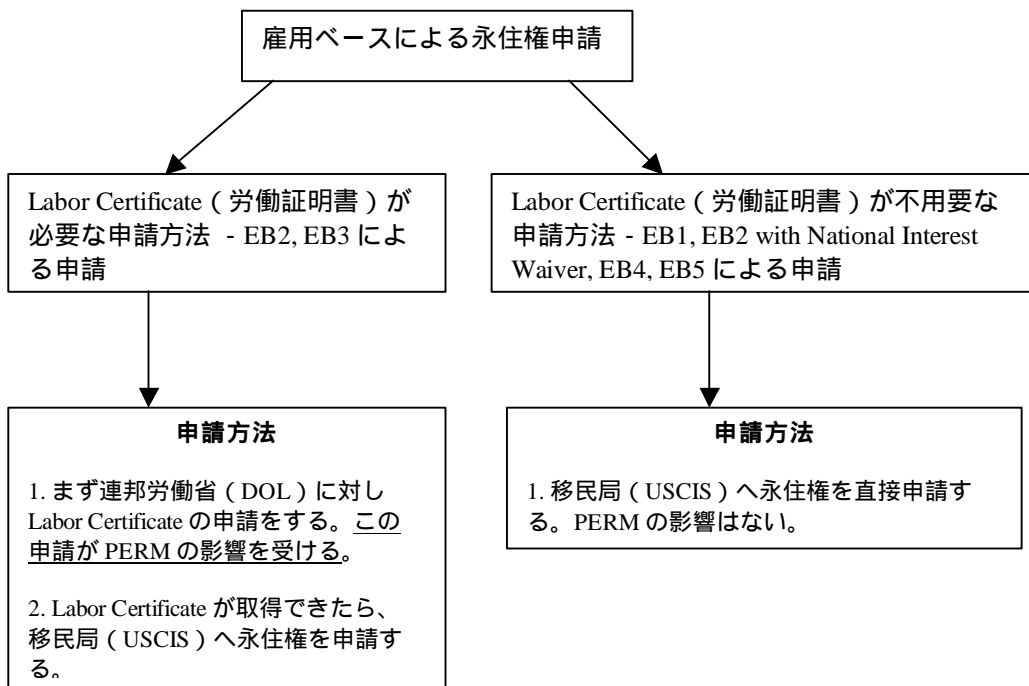
この資料は、2005年3月28日に施行が予定されている新しい Labor Certificate 申請手続きの概要を解説しています。雇用ベースによる永住権申請のほとんどが Labor Certificate を必要とする申請です。しかし、この Labor Certificate の審査にかかる時間が長期化し、さまざまな問題が発生しています。この資料を作成している時点（PERM 施行前）では Labor Certificate の取得に、平均で35年かかっています。しかし、PERM の施行により、この LC 取得期間が45日 - 60日へと大幅に短縮されると予測されています。

この資料をご利用いただく上での注意事項

1. この書類「PERM 概要」は関口移民法律事務所のクライアントまたは、将来のクライアントを対象に無料で配布しています。
2. この書類は法律上のアドバイスを与えるものではありません。したがってこの書類から発生した一切の不利益に対して、当事務所は一切の責任も負いません。
3. この書類での説明は PERM に関する一般的事項に限られています。実際に PERM による申請を行う場合は、経験のある移民法弁護士にご相談ください。
4. この書類の無断複写（コピー）は、著作権法上の例外を除き、著作権の侵害になります。

雇用ベースの永住権申請概要

雇用をベースとした永住権の申請は大きく分けて、(1) Labor Certificate を必要とする申請と、(2) Labor Certificate が不必要な申請に分けられます。あなたの申請がどちらに分類されるかは、職種・経験・学歴・スキル等によって決定されます。PERMの影響を受けるのは前者の「Labor Certificateを必要とする申請」だけです。Labor Certificate 取得後の手続き（移民局に対する永住権申請手続き）に変更はありません。



PERM 基礎知識

概要

- ü PERM は"Program Electronic Review Management"の略で、2005年3月28日より施行されます。この日以降、すべての Labor Certificate 申請は PERM 規則に則って行わなければなりません。
- ü 従来の Labor Certificate 申請方法（通常の申請、または RIR による申請）は 2005年3月27日以降廃止されます。

PERM により変更された手続き

- ü 従来の申請方法では、Labor Certificate の取得に 3 - 5 年もかかっていた。しかし PERM による申請を行えば、Labor Certificate が最短 45 日 - 60 日で取得できます。このため、永住権取得にかかる時間が大幅に短縮されると期待されています。
- ü PERM の申請を行う前に、申請をサポートする企業（サポート企業）は事前の求人活動をしなくてはなりません。この求人活動では、最低 2 回の求人広告を新聞の日曜版に掲載することが要求されています。職種によってはさらに付加的な求人活動が要求されます。
- ü サポート企業は、実施した求人活動の内容とその結果の詳細を記録しなくてはなりません。
- ü 従来の申請方法では、Labor Certificate 申請用紙（ETA750）は記入後、各州の労働局（State Workforce Agencies）へ提出することになっていました。PERM では新しい Labor Certificate 申請用紙（ETA9089）に必要事項を記入後、連邦労働局（Department of Labor /DOL）へ提出します。
- ü 従来の申請では、サポート企業が適正な給与額（Prevailing Wage）の 95% 以上支払うことを保証すれば法律要件を満たしていました。しかし、PERM による申請では適正な給与額の満額以上（100% 以上）支払うことが要求されます。
- ü 適正な給与額の算定方法が従来の 2 レベルから、4 レベルへ細分化されました。

変更されなかった点

- ü Labor Certificate の申請には従来どおり、会社（サポート会社）のサポートが必要です。
- ü 従来どおり、DOL へ支払う費用（Labor Certificate 申請費用等）は必要ありません。
- ü Labor Certificate の申請には適正な給与額（Prevailing Wage）を算定しなくてはなりません。この算定は従来どおり、各州の労働局（State Workforce Agencies）を通じて行います。

すでに従来の方で Labor Certificate を申請をしている人

- ü 以前におこなった Labor Certificate 申請は 2005 年 3 月 28 日以降も有効です。ただし、結果がでるまでに今まで以上に時間がかかると懸念されています。
- ü 従来 of Labor Certificate 申請を PERM 申請に移行することはできません。PERM 申請をして 1 日も早い Labor Certificate 取得を希望する場合は、以前の LC 申請を諦め、PERM による申請をやり直す必要があります。この場合、以前おこなった新聞への求人広告掲載等は PERM の規定に合っていない限り無効となり、やり直さなくてはなりません。

例：Labor Certificate 申請者 S が 1 年前に RIR 申請を行い、現在その結果を待っている場合：

- S の RIR 申請は 2005 年 3 月 28 日以降も有効です。RIR の結果がでるのに時間はかかりますが、S はその結果を待って永住権を申請することができます。
 - S は以前の RIR 申請を諦め、PERM による再申請を行うこともできます。この場合、Labor Certificate が極めて早く取得できる可能性があります。しかし、RIR 申請時におこなった求人活動が PERM の要求する求人活動の規定を満たさない限り、求人活動をやり直さなくてはなりません。
- ü 現在保有しているビザの種類によっては PERM で再申請を行うと重大な不利益をこうむる可能性があります。PERM による再申請をお考えの方は当事務所までご連絡ください。

PERM による申請をお考えの方に

関口移民法律事務所では PERM 申請をお考えの方を対象に、専門のクリニックを実地しています。これから新規の申請をお考えの方や、すでに以前の方法で Labor Certificate の申請をしたが PERM での再申請をお考えの方はお気軽にご連絡ください。専門の弁護士が日本語でサポートいたします。

関口移民法律事務所

弁護士 関口 現